

各 位

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
総コミッショナー 村 田 禎 章

夏季における制服の着用について（変更）

昨年、日連発第 24-185-1 号 5 月 20 日付文書で発信しました「夏季における制服の着用について」につきまして、以下の通り変更することを教育推進本部において決定しましたので通達いたします。

記

1. ボーイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウト、指導者の制服

- ① 令和 6 年 6 月以降、一般財団法人ボーイスカウトエンタープライズが供給するポロシャツ（ネイビーカラー、左胸に日の丸・SAJ ロゴを配したもの）をもって教育規程に定める制服上衣に置き換えることができる。その場合各種記章類の着用は省略する。
- ② 制帽は隊、団、地区、県連盟または各種行事等で指定されたものを着用することができる。
- ③ 下衣は教育規程 9-4-1 「正装の着用基準」の通り。
- ④ 国旗儀礼を含むセレモニーの間はネッカチーフの着用が望ましい。
- ⑤ 移動、野営以外の活動時も同様の取り扱いとする。
- ⑥ 国外での活動、海外派遣、国際行事・会議等については教育規程の通りとする。
- ⑦ 運用期間 毎年 5 月～10 月（沖縄県については県コミッショナーの判断により 11 月以降運用可）

2. カブスカウトの制服

- ① 一般財団法人ボーイスカウトエンタープライズが現在供給しているカブスカウト用 T シャツをもって教育規程に定める制服上衣に置き換えることができる。その場合各種記章類の着用は省略する。
- ② 制帽・下衣は教育規程 9-4-1 「正装の着用基準」の通り。
- ③ 上記「1. ボーイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウト、指導者の制服」の④～⑦に同じ

3. ビーバースカウトの制服

- ① 教育規程 9-4-1 「正装の着用基準」の通り。
- ② ネッカチーフの着用は国旗儀礼を含むセレモニーの間は着用が望ましいが、それ以外は着用を義務付けない。
- ③ 運用期間 1-⑦に準ずる

【本通達の例外】

1. 定型訓練、定型外訓練においては 5 月、10 月は適用しない。
6 月～9 月の間は当該訓練の主催者が決定する。
2. 全国大会については、開会式・講演・表彰式・各種会議等第 1 日に主会場で行われるものについては、スカウト・指導者の正装（ユニフォーム）とする。また、全国大会期間中およびその前後に実施される各種関連事業で、外国連盟来賓が参加する会合についてもポロシャツは着用しない。

以上